



「市街地循環バス」で 回数券・定期券が利用できます

問 政策財政課 ☎⑤1 6710

まちなかを循環する「市街地循環バス」で回数券（十和田観光電鉄株式会社発行）と定期券（市街地循環バス専用）が利用できます。

通常、1回の乗車につき100円の運賃で乗車できますが、回数券や定期券を利用すると、お得に「市街地循環バス」を利用できます。

※「西地区シャトルバス」では利用できません。

種別		内容	販売金額
回数券		100円券×11枚セット	1,000円
定期券	1カ月	持参人式定期券 ※定期券に記名されている人以外も利用できますが、定期券1枚につき1人のご利用となります。	3,000円
	3カ月		8,100円



※定期券のデザインは3種類あります。

バスに乗車するときは、**マスクの着用**にご協力ください。



回数券と定期券は、十和田市中央バス案内所（☎③ 3136）で購入できます。

町内会やボランティア活動中の思わぬ事故を 保険でサポートします

申問 まちづくり支援課
☎⑤1 6725

市民の皆さんが安心して地域の活動などを行えるよう、市では市民活動保険制度を実施します。市が保険会社と契約し、町内会活動やボランティア活動中の思わぬ事故によるけがや賠償責任を保険でサポートします。

※加入手続きは必要ありませんが、事故などが発生したときには手続きが必要になります。詳しくはご相談ください。

対象 市民活動を行う町内会やボランティアサークルなどの団体や個人

※祭りや運動会などの一般参加者や観覧者は対象となりません。

対象となる活動

町内会活動やボランティア活動など、自発的、計画的、継続的に行う非営利の公益的な活動

【例】

地域の清掃、緑化、防犯・防火、交通安全、通学路の除雪などのほか、社会福祉、環境保全、教育・文化・スポーツなど幅広い分野の活動

※政治、宗教や営利を目的とした活動、自助的な活動、懇親を目的とした活動、危険度の高い活動は対象となりません。

制度開始 6月1日(月)

その他

- ▶事故が起きたときには、まちづくり支援課までご連絡ください。
- ▶活動の内容によっては、保険の対象外となる場合がありますので、活動を計画するときにご相談ください。

補償内容

【損害保険】

- ▶死亡 500万円 ▶後遺障害 15～500万円
- ▶入院（1日）3,000円
- ▶通院（1日）2,000円（90日を限度）
- ▶手術 3～12万円

【賠償責任】

- ▶対人賠償（1人に付き）1億円まで
（1事故につき2億円を限度）
 - ▶対物賠償（1事故につき）1億円まで
 - ▶保管物賠償（1事故につき）300万円まで
- ※免責金額(自己負担額)5,000円を超えた分に対し支払われます。

